

27水管第990号

平成27年8月25日

水産政策審議会

会長 馬場 治 殿

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令について（諮問第255号）

別紙のとおり、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）の一部を改正する省令を定めたいので、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第6項及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第6項の規定に基づき、貴審議会の意見を求める。

○農林水産省令第 号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十五条第二項及び水産資源保護法（昭和二十六年法律第三百十三号）第四条第二項の規定に基づき、指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年 月 日

農林水産大臣 林 芳正

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）の一部を次のように改正する。
別表第二大中型まき網漁業の項に次の一号を加える。

十 集魚灯付きの集魚装置を使用してする大中型まき網漁業の操業は、インド洋協定海域においては、禁止する。

附 則

この省令は、平成二十七年九月十日から施行する。

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案新旧対照条文

○ 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）

（傍線の部分は改正部分）

改正案				現行			
別表第二（第十七条関係）				別表第二（第十七条関係）			
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
	大中型まき網漁業	一〇九 (略)	制限又は禁止の措置		大中型まき網漁業	一〇九 (略)	制限又は禁止の措置
		十 集魚灯付きの集魚装置を使用する大 まき網漁業の操業は、インド洋協定海 域においては、禁止する。				(新設)	

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令の一部を改正する省令案の概要

1 現行制度の概要

- (1) かつお・まぐろ類については、インド洋まぐろ類委員会（以下「IOTC」という。）等の地域漁業管理機関において資源管理に必要な措置を採択しており、我が国を始めとする加盟国は当該措置を各国の法令により担保しなければならないこととされている。
- (2) 各種の資源管理措置のうち、特定の操業の区域において特定の漁法による操業の制限を必要とする資源管理措置については、漁業法（昭和24年法律第267号）第65条第2項第1号及び水産資源保護法（昭和26年法律第313号）第4条第2項第1号の規定等に基づく指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）第17条及び別表第2において担保することとしている。

2 改正の趣旨及び内容

- (1) 現在、インド洋におけるかつお・まぐろ類を目的とした大中型まき網漁業の船団の中には、効率よく漁獲を行うために集魚灯付きの集魚装置を使用して操業を行っているものがあるが、この漁法では大型の成魚ばかりでなく小型の未成魚も多数漁獲してしまうことから、かつお・まぐろ類の持続的な資源の利用の観点から問題がある（別添1）。
- (2) そこで、本年4月に開催されたIOTC年次会合において、集魚目的で人工灯を付けた集魚装置の漁船への設置及び当該装置を使用したまき網操業の禁止を定めた管理措置が決定された（別添2）。
- (3) このため、インド洋の海域における大中型まき網漁業の集魚灯を付けた集魚装置を使用した操業を禁止する旨を、指定省令別表第2大中型まき網漁業の項に追加することとする。
なお、現在のところ、インド洋の海域において、我が国の大中型まき網漁業者で集魚灯付きの集魚装置を使用した操業は行われていない。

3 施行日

本年4月のIOTC年次会合で採択された2（2）の管理措置は、インド洋まぐろ類委員会の設置に関する協定（平成8年条約第3号）第9条第4項の規定に基づき、事務局から通知があった日（今回は平成27年5月13日）から120日後（今回は9月10日）に効力を生ずることとされていることから、本改正事項は本年9月10日から施行することとする。

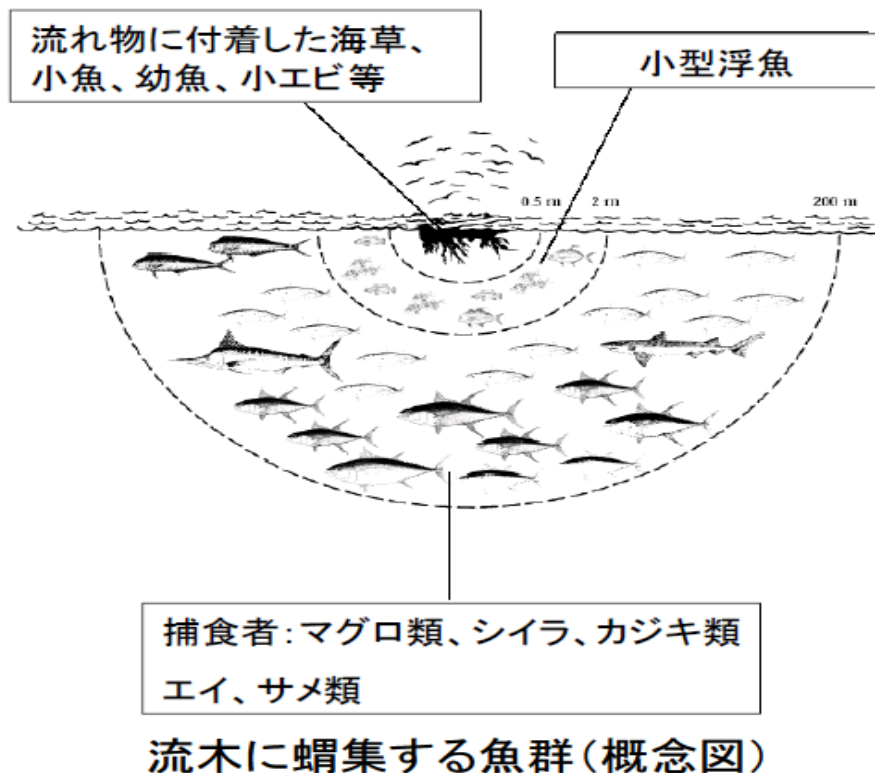
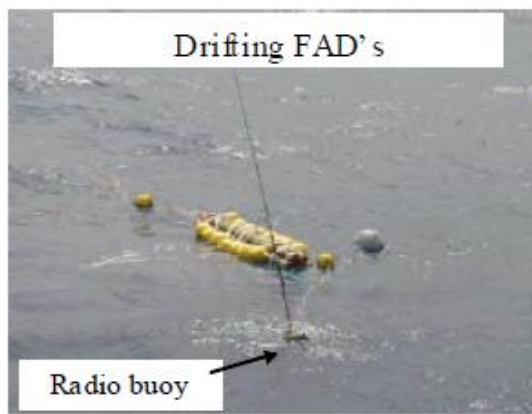
<今後のスケジュール>

水産政策審議会に諮問	8月下旬
公	布 9月上旬

集魚灯をつけた集魚装置 (FADs) について

集魚装置(Fish Aggregating Devices)とは、古網、浮子、竹などを組み合わせて作成した構造物のことで、熱帯海域のまき網漁船はこれを意図的に漁場海域に放流し一定期間放置する。やがて集魚装置の周辺に海草が付着し、甲殻類などの小動物が集まり、それらを餌とする小魚が群がり、その結果まき網漁業の対象魚であるかつお類が集まることとなる。こうして集まったかつお類をまき網により漁獲する。

また、集魚灯は、光を利用して魚類を誘い集める照明であるが、集魚装置に集魚灯を付けた場合、夜間にも小型魚を多く漁獲することが可能になることから、資源に悪影響を及ぼす可能性がある。



RESOLUTION 15/07

ON THE USE OF ARTIFICIAL LIGHTS TO ATTRACT FISH TO DRIFTING FISH AGGREGATING DEVICES (抜粋)

ADOPTS, in accordance with paragraph 1 of Article IX of the IOTC Agreement, that:

1. Fishing Vessels including support and supply vessels flying the flag of an IOTC Contracting Parties or Cooperating Non-Contracting Party (collectively CPCs) are prohibited from installing or operating surface or submerged artificial lights for the purpose of aggregating tuna and tuna-like species or non-target, associated or dependent species on drifting Fish Aggregating Devices (DFADs).
2. CPCs shall prohibit their flagged vessels from intentionally setting a purse seine net around a DFAD equipped with artificial light for the purpose of attracting fish under the mandate of IOTC and in the IOTC area of competence.
3. DFADs equipped with artificial lights, which are encountered by fishing vessels operating in the IOTC area of competence, should as far as possible be removed and brought back to port.

決議 15/07 FADs に設置する集魚灯に関する提案 (抜粋) 仮訳

1. IOTC加盟国及び協力的非加盟国の漁船（補助船、供給船を含む）は、かつお・まぐろ類等を集める目的で漂流 FADs の表面又は水中に人工的な照明を設置することを禁止する。
2. IOTC加盟国及び協力的非加盟国は、自国漁船が IOTC 海域において、魚類を集める目的で人工的な照明を備え付けた漂流 FADs を囲むようにして、まき網操業を行うことを禁止する。
3. IOTC 海域で人工的な照明を備え付けた漂流 FADs に遭遇した漁船は、可能な限り回収し、港に持ち帰るべきである。